

古河市 子ども夢交付金 事業募集要項

【令和8年度活動募集用】

募集期間：令和8年4月10日～令和9年2月26日



1 事業の目的

この事業は、子どもたちに夢を与え健全育成や郷土愛を育む活動に交付金を交付することで活性化を促すことが目的です。

2 事業の概要

主に地域で子どもたちへの体験活動を主体的に行う団体に対し、その活動費の一部を助成します。

3 対象団体

次の全てを満たす団体が対象です。

- ①原則として、対象となる活動を自ら主催する
- ②団体の組織・運営その他必要事項を定めた規程がある
- ③団体の代表者が成年(18歳以上)である

4 対象活動

市内在住または在学の子ども(満7歳から満18歳まで) 10人以上が参加し、市内で実施する次の活動が対象です。

- ①自然体験活動
- ②科学体験活動
- ③社会奉仕体験活動
- ④職場体験活動
- ⑤文化的・伝統的行事の体験活動
- ⑥総合的な体験活動
- ⑦交流を目的とする活動
- ⑧フォーラム等普及活動

5 活動期間

令和8年4月10日～令和9年3月31日

6 対象経費と交付額

交付の対象は活動に直接必要な経費で、別表（4ページ）にあるものです。交付限度額は、1活動あたり算定対象となる子どもの数×2,000円（上限30万円）までとし、団体が1年間に受け取れる額も30万円までとします。また1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。



交付金額を算定する際の1人当り単価は2,000円まで。例えば20名参加のイベントなら、必要となる経費の額を超えない範囲で最大4万円が申請できます。

「算定対象となる子ども」とは、市内在住または在学の子ども（満7歳から満18歳まで）を言います。よって、一緒に参加した未就学児などは含まれません。 ※4 対象活動を参照

7 申請手続

（1）提出書類

以下の書類を古河市教育委員会生涯学習課（古河庁舎）へ提出してください。

- ①子ども夢交付金申請書 ②活動説明書 ③収支予算書
- ④団体の組織運営規程 ⑤その他

（2）書類の入手方法

生涯学習課窓口にてご請求ください。なお、古河市ホームページからのダウンロードが便利です。

（3）申請の受付期間

令和8年4月10日～令和9年2月26日

8 交付決定

交付対象となる団体及び金額は、審査を経て決定します。

- ・活動説明書の内容の聞き取りを行うことがあります。
- ・予算の都合上、申請額どおりに助成されない場合があります。



交付が決定した申請者には「交付決定通知書」が発送されます。この決定日より前に購入・支払いをした物品等は、経費に含めることができませんのでご注意ください。

交付決定額は「交付金支払いの限度額」となります。対象子どもが見込みより多くなった、経費が予想以上にかかってしまったなどの場合でも、これを超える額の請求は原則できませんので予算案等は慎重にご検討ください。

9 実績報告

対象の活動を終わったら、30日以内（当該年度の末日を超えないこと）までに、以下の①～⑤の書類を提出してください。

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③支出を証明する書類の写し
- ④参加者名簿
- ⑤その他

算定対象となる子どもの参加人数を確認するため、実績報告時には「参加者名簿」の提出が必須となりますので、活動の際にはご注意ください。



交付は1,000円単位になるため、1,000円未満の端数が生じた場合は団体負担となります。

10 審査と金額確定

実績報告を基に審査を行います。結果は、確定通知書でお知らせします。

11 交付金の請求と交付

子ども夢交付金交付額確定通知書到着後は速やかに以下の書類をご提出ください。市から交付金が交付されます。

- ①交付金交付請求書
- ②交付額確定通知書の写し
- ③その他

初めてご請求される際は、支店名・口座番号・口座名義人名（フリガナ含む）がすべて記載されている書類の提出が必要です（振込先通帳の写しなど）。



既に提出済みの場合でも、名義を変更した場合（代表者・会計担当者の変更など）は上記の書類を再度ご提出ください。

12 交付金の返還

以下のような場合は支払済の交付金の全額または一部を返還していただくことがあります。

- ①交付金に係る虚偽又は不正な行為があったとき。
- ②古河市補助金等交付規則等に違反する行為があったとき。

別表

対象経費	経費の種類
報償費	講師、専門家等への謝礼等
旅費	交通費等
消耗品費	事務用品、材料及び資材の購入費等
食糧費	調理等を行う活動の食材 熱中症対策のための氷、水、経口補水液等の購入費（5月～10月の活動に限る）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
燃料費	灯油、ガソリン等の購入費用
光熱水費	電気、ガス、水道料等
通信運搬費	郵送、宅配費等必要な通信費
手数料	口座振込み手数料等
保険料	交付活動の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	交付活動（その準備のための会議等を含む。）で使用する施設使用料、物品の賃借料、通行料金等（交付決定の日から交付活動の完了日までの期間中のものに限る。）

問い合わせ先
 〒306-8601 古河市長谷町 38-18
 古河市教育委員会 生涯学習課青少年係
 TEL 0280-22-5111
 FAX 0280-22-7114

<参考>申請から交付までの流れ ※白抜きは申請者が行うもの

